

(煙火)

## 危険予防の方法

- 1 別紙図面のとおり、消費場所から半径（ ）m以内は立入禁止とし、要所にはロープを張ったうえ見張人を配置し、観客の進入防止を図る。
- 2 別紙図面のとおり、見張人（ ）人を配置する。
- 3 （ ）消防団の消防ポンプ車を現場に配置し、火災発生の防止を図るとともに、消費場所には水バケツを用意する。
- 4 煙火の消費中は、別紙図面のとおり、関係道路A～D、B～C間の一時通行止を行う。
- 5 地元消防署、警察署等関係機関と十分協議し、安全の確保に努める。
- 6 観覧者が立入禁止区域内に侵入した場合等、危険が予想されるときは、消費を一時中止する。
- 7 筒を立てる場合は、筒を立てる位置の地面又は床面（船上等）の状態に注意し、平らな面であることを確認して筒を立てる。
- 8 筒は上下2カ所をしぼって固定するか筒立器を利用して安定させる。
- 9 直接点火の場合、点火者の災害防止のため打揚筒と点火者の間に防護財（畳床、個人用防護フェンス等）を使用する。
- 10 打揚煙火と仕掛煙火との間が20mとれない所は仕掛煙火をシートで覆う。
- 11 風向きと強風については特に注意し、危険が予想されるときは消費を中断もしくは中止する。  
(注：観客席側への風向きで強く吹いている場合などは中止することを検討する。)
- 12 煙火消費中に事故等の緊急事態が発生した場合は、主催者は消費を中断して直ちに原因の究明を行い、煙火の消費を再開する場合には、事故原因及び以降の煙火消費における安全ができたことを許可者に了解を得て再開する。
- 13 その他（上記1～10以外に実態に即応した危険予防の方法について具体的且つ詳細に記載する。また、点火方法が電気点火の場合はその旨記載する。)

※ 16歳以上18歳未満の者が消費を行う特定手筒煙火の消費許可申請に際しては、次の事項を記載する。

- ① 監督者の住所、名前及び年齢
- ② 監督者における手筒煙火の消費に係る経験年数並びに過去5年間の年平均の消費数量及び消費回数
- ③ 手筒煙火による災害の発生の防止に必要な教育の実施時期及びその方法

注 1 できるだけ具体的詳細に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。